住吉区区政会議の運営状況（令和2年10月１日～令和３年９月30日）

　区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定及び同項に基づく市規則の規定に基づき、令和2年10月１日から令和３年9月30日までの期間（以下「対象期間」という。）に係る住吉区区政会議の運営状況を次のとおり公表します。

**第１号関係**

**⑴ 対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間**

・住吉区区政会議委員名簿（敬称略・50音順）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 選定事由等 | 委員の期間 |
| 有村　武志 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 𫝆󠄃西　喜孝 | 住吉区地域振興会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 大久保　茂 | 住吉区青少年指導員連絡協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 岡本　惣治 | 住吉地区保護司会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 金沢　祐子 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 北原　隆 | 社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会  推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 栗田　智紀 | 住吉区PTA協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 小嶋　憲子 | 住吉区民生委員児童委員協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 島谷　裕美子 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 霜野　良一 | 一般社団法人大阪市住吉区医師会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 友永　健吾 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 中西　裕 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 野村　和子 | 住吉区身体障害者団体協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 濵田　豊 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 林　喜美 | 住吉区子ども会育成連合協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 原田　徹 | 住吉区社会福祉施設連絡会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 東山　美千代 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 平澤　徹 | 住吉区老人クラブ連合会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 前川　武志 | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 松木　洋人 | 区長推薦（大阪市立大学　生活科学研究科・生活科学部准教授） | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 南　康雄 | 住吉区商店会連盟　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 森　佳世子 | 住吉区地域活動協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 山﨑　あおい | 公募 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |
| 山下　保一 | 住吉区地域活動協議会　推薦 | 令和２年10月１日から  令和３年９月30日まで |

**第２号、第３号関係**

**⑵ 区政会議の開催日の日時、場所及び委員に意見を求めた事項**

・令和２年度第３回住吉区区政会議開催概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 場所 | 委員に意見を求めた事項 | 条例上の  根拠規定 |
| 令和2年12月８日（火）  午後６時30分～８時00分 | 住吉区役所  ４階大会議室 | ・令和３年度住吉区運営方針（素案）について  ・令和２年度住吉区運営方針の改定について（新型コロナウイルス感染症対策等によるプロセス指標等の変更） | 条例第５条  第１項 |

・令和２年度第４回住吉区区政会議開催概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 場所 | 委員に意見を求めた事項 | 条例上の  根拠規定 |
| 令和３年３月３日（水）  午後６時30分～７時30分 | 住吉区民センター  大ホール | ・令和３年度住吉区予算（案）について  ・令和３年度住吉区運営方針（案）について  ・令和３年度住吉区区政会議について | 条例第５条  第１項 |

・令和３年度第１回住吉区区政会議開催概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日時 | 場所 | 委員に意見を求めた事項 | 条例上の  根拠規定 |
| 令和３年７月29日（火）  午後６時30分～８時00分 | 住吉区役所  ４階大会議室 | ・令和２年度住吉区運営方針自己評価について  ・グループディスカッション（区民へ伝わる有効な情報発信について） | 条例第５条  第１項 |

**第４号関係**

**⑶ 条例第９条第１項に基づき区長が講じた措置の内容**

・令和３年度第１回住吉区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 委員の意見 | 区長が講じた措置 |
| ・区の広報ツールとしては、広報紙、ホームページだけではなくSNSも複数開設されており、区民に見てもらうためにはそれぞれの媒体の特長を活かせるよう整理が必要ではないか。どんな場面に、誰に向けて発信するのか、それぞれ分けて考えれば媒体の強みを活かせる。 | ・区ホームページ（トップページ）の「広報紙・SNS」のアイコン部分に簡単な説明を入れるように変更しました。（令和３年９月から）  ・広報紙の紙面上部に区ホームページや各ＳＮＳにリンクする二次元コードを掲載していますが、簡単な説明を入れるよう変更しました。（令和３年10月号から） |
| ・広報紙は区政情報発信の非常に重要なツールであり、１面でインパクトを与えられるよう工夫できないか。  ・堺市のハニワ課長が結構話題になっているので、こういった発信力のあるキャラを使うことも大事。そういった意味で、すみちゃんを前面に打ち出して発信したらいいのではないか。 | ・広報紙で住吉区マスコットキャラクターの「すみちゃん」を大きく掲載するなど活用していくことで、インパクトがあり親しみがわくような紙面づくりを行います。（令和３年10月号から） |
| ・区役所のどこの部署にいけばいいのかわからない人は結構いると思うので、まずは一回受けてもらえる総合案内室のような、気軽に何でも相談できる、何でも聞いてください、みたいな部署を広報紙でもホームページでもいいので目立つところに掲載できればわかりやすいのかなと思う。 | ・広報紙では区役所代表電話番号の説明として「ご用の担当がわからないときは、代表電話へおかけください。」と追記し、大阪市総合コールセンター「なにわコール」の電話番号も新たに１面に掲載するようにしました。（令和３年10月号から）  ・区役所代表電話について、区ホームページ（トップページ）の上部からご覧いただける「お問い合わせ」のページにも掲載するようにしました。（令和３年10月から）  ・区ホームページ（トップページ）の上部にある「所在地・開庁時間・アクセスなど」の表示を「所在地・代表電話・アクセスなど」に変更し、こちらからご覧いただけるページに代表電話の番号を掲載するようにしました。（令和３年10月から） |

**第5号関係**

**⑷ 条例第10条第１項に基づく決議について、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に対し区長が措置を講じた措置の内容もしくは進捗状況、今後措置を講じないこととした場合はその理由、検討中の場合はその状況**

・該当なし

**第６条関係**

**⑸ 区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催日の日時、場所、出席した委員の氏名、委員に意見を求めた事項**

・該当なし